

実績評価書(案)

資料3-1

(厚生労働省27(X-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること(施策目標X-1-2)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は開発途上国の人材育成事業に対して協力する為に実施している。</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>【開発途上国福祉専門家養成等事業】 ○ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化することを目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。 ○水供給分野での国際協力を推進することを目的として、開発途上国への水道分野の協力方針を検討している。また、開発途上国の水道プロジェクト計画作成を指導している。 【技能評価システム移転促進事業】 我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転し、日本型の技能評価制度を実態的に定着させ、最終的には国家検定への移行及びアジアの標準を目指すとともに、対象国における技能労働者の社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的とする。 【アジア太平洋地域人材養成協力事業】 ASEAN及びAPECというアジアにおける国際的な枠組みを活用して当該地域の人材養成分野の協力を実施することにより、開発途上国の職業能力開発分野の底上げを図るとともに、各国の自立的な取組を促進し、貧困削減・持続的成長(人づくり)に資することを目的とする。 【外国人留学生受入事業】 国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国より留学生を受入れ、職業訓練指導員の養成を行うことによって、当該国の人づくりに貢献する。 【アジア開発途上国雇用労働支援事業費】 労働組合等により、労働者を組織化することで労働者保護が確保されていない自営・零細事業場で働く労働者、女性などの脆弱な者に対する支援を進める試みが始められている。この取り組みは、公的なサポートが行き届かない開発途上国において、即効性のある草の根による互助的な取り組みである。しかし、開発途上国の労使団体には十分なノウハウがなく、自律的な事業展開が困難となっている。 このため、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などの組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うことで、自律的な組織活動を確立する。 【技能実習制度推進事業】 実践的な技術、技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進のため、技能実習生受入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行う。 【開発途上国における在職訓練指導員の能力向上事業】 国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことによって、当該国の人づくりに貢献する。</p>						
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度要求額</p>
<p>予算の状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>801,284</p>	<p>743,998</p>	<p>667,822</p>	<p>652,253</p>	<p>599,365</p>	
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>		
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>				
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>801,284</p>	<p>743,998</p>	<p>667,822</p>	<p>652,253</p>			
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>787,746</p>	<p>721,544</p>	<p>639,787</p>				
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>98.3%</p>	<p>97.0%</p>	<p>95.8%</p>				
<p>関連税制</p>							
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>				
	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>				

測定指標	指標1 【ASEAN・日本社会保障ハイ レベル会合】 アンケート評価の平均値(会 合参加者へのアンケート調査 において「会合が有効だった」 とする評価)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成
		基準値	実績値					目標値		
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度	○	○
		-	4.3/5点中	4.1/5点中	4.0/5点中	4.1/5点中	5/5点中	4.0以上/5点中		
	年度ごとの目標値	/	4.6/5点中	4.0以上/5点中	4.0以上/5点中	4.0以上/5点中	4.0以上/5点中	/		
	指標2 【ASEAN・日本社会保障ハイ レベル会合】 会合の提言に基づき取組み を開始した国の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成
		基準値	実績値					目標値		
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度	○	○
		-	/	100%	100%	80%	100%	100% (10カ国 中10カ 国)		
	年度ごとの目標値	/	/	100%	100%	100%	100%	/		
	指標3 【技能実習制度推進事業】 (平成25年度までの指標) 技能実習修了認定を受けた 技能実習生の割合 (平成26年度からの指標) 3年間の技能実習を終了でき なかった実習生の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成
		基準値	実績値					目標値		
		平成26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	○	△
		21.5%	76%	85%	94%	21.5%	23.2%	前年度以下		
	年度ごとの目標値	/	75%以上	80%以上	85%以上	20%以下	前年度以下	/		
	【参考】指標4 技能実習生受入れ企業・団 体に対する巡回指導件数(実 績/達成目標件数)	実績値							主要な指標	達成
		/	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	/		
		/	(11,280件/ 10,843件)	(10,671件/ 9,450件)	(8,592件/ 8,300件)	(7,210件/ 7,000件)	(7,112件/ 6,500件)	/		

※23年度は第2期基本計画期間、24年度から27年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由)途中帰国や所在不明の実習生の増加により指標3の目標値を達成することができなかったが、指標1、2、4については、目標値を達成しており、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ適切に実施されていることから目標を達成していると判断した。
	施策の分析	(有効性の評価) 指標1、2については、目標値をほぼ達成していることからASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の実施は有効に機能していると評価できる。指標3、4については、個々の企業の状況に合わせた効果的な指導を実施しており、また、本事業により構築された技能評価制度については、技能実習生の取得技能の評価において十分に活用されている。
		(効率性の評価) 指標1、2については、限られた予算の中で参加者から高評価を得ていることから、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の実施は効率的な取組が行われていると評価できる。指標3、4については、巡回指導の対象を問題が疑われる団体又は企業に重点化する等により、効率的に事業を実施している。
(現状分析) ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合に関しては、限られた予算にも関わらず指標1、2において目標値をほぼ達成していることから、ASEANのニーズを十分に聴取・反映しつつ、引き続き実施する必要がある。また、技能実習制度推進事業に関しては、事業の有効性、効率性を踏まえ、行政事業として行うことが適当であると判断できる。		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 指標1、2の結果から、本施策は効率的な取組が行われていると評価できるため、見直しを行うことは考えていないが、参加国の意見を聞きながら、引き続き、効率的、効果的に事業が実施できるよう検討を重ねていく予定である。 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立、施行されれば、同法案に基づき外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行うこととされていることから、技能実習制度推進事業については、同法案が成立、施行されれば、廃止の方針である。 (予算要求について) (税制改正要望について) (機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065197.html 水道分野の国際協力等 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112577.html
----------	---

担当部局名	大臣官房国際課 職業能力開発局海外 協力課	作成責任者名	大臣官房国際課長 大鶴知之 職業能力開発局海外協力課 外国人研修推進室長 山田敏充 職業能力開発局海外協力課 海外協力室長 西田和史	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	-----------------------------	--------	--	----------	---------